

住宅防音工事希望届

- 防音工事 一挙防音工事 追加防音工事 外郭防音工事
防音区画改善工事 (要支援) (要介護)

※防音区画改善工事を希望する場合、居住者に要支援又は要介護に該当する方が居住している事が条件になります。該当する居住者の要支援・要介護の状態(1～5段階)をプルダウンから選択してください。

- 空気調和機器機能復旧工事

- 防音建具機能復旧工事

フリガナ		
工事希望者の氏名		工事希望者が借家人の場合には、住宅に係る所有権を有する者の住宅防音工事に係る承諾が必要になりますが、承諾は得られていますか。 はい ・ いいえ
工事希望者の住所	〒 -	
	[工事希望者の住所と住宅防音工事を希望する住宅の所在地が異なる場合は、その住宅の所在地を記入してください。 〒 -]	
連絡先	Tel ()	
建築年月	年 月 (住宅を建て替えている場合は、建て替える前の住宅の建築年月日も記入) 年 月	

※以下の方がお住いの住宅で、工事を優先的にを行うことを希望する場合は該当箇所を□で囲んでください。

高齢者 乳幼児 障がい者

住宅防音工事希望届の記入に当たってお読みください。

- この住宅防音工事希望届は、住宅防音工事に係る希望者を把握し、希望者に住宅防音事業補助金交付申込書を配布するため、提出していただくものです。
- 防音工事
 - 一挙防音工事
 - 初めて行う住宅防音工事です。
 - 世帯人員+1居室までの居室を対象としています。なお、5居室が限度です。
 - 追加防音工事
 - 従前の新規防音工事(※)を実施した住宅を対象に行う住宅防音工事です。
 - ※初めて行う住宅防音工事で、2居室以内の居室を対象としていたものです。
 - 世帯人員+1居室から、新規防音工事を実施した居室を除いた居室までを対象としています。なお、5居室が限度です。
 - 一挙防音工事及び追加防音工事を実施した住宅は対象となりません。

<裏面>

(3) 防音区画改善工事

- バリアフリー対応住宅や身体障がい者等が居住する住宅等を対象に行う住宅防音工事です。
- 世帯人員が4人以下の場合は5居室まで、5人以上の場合は世帯人員+1居室までの居室を対象としています。
- 一挙防音工事又は追加防音工事を実施した住宅については、各工事が完了した日から10年を経過した住宅が対象となります。

(4) 外郭防音工事

- 住宅全体を対象として行う住宅防音工事です。
- 85WECPNL以上の区域に所在する住宅及び75WECPNL以上85WECPNL未満の区域に所在する鉄筋コンクリート造の集合住宅であって、初めて防音工事を行う住戸が対象となります。
- 85WECPNL以上の区域に所在し、一挙防音工事又は追加防音工事を実施した住宅については、各工事が完了した日から10年を経過した住宅が対象となります。

3 空気調和機器機能復旧工事

- 住宅防音工事により設置した空気調和機器の機能を復旧する工事です。
- 住宅防音工事が完了した日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない空気調和機器が対象となります。
- 当局では、1回目の復旧工事の進捗を図るため、現時点においては、2回目の復旧工事（再復旧）の希望届の受付は行っておりません。

4 防音建具機能復旧工事

- 住宅防音工事により外部開口部に設置した防音建具の機能を復旧する工事です。
- 住宅防音工事が完了した日から10年を経過し、その機能の全部又は一部を保持していない防音建具が対象となります。
- 当局では、1回目の復旧工事の進捗を図るため、現時点においては、2回目の復旧工事（再復旧）の希望届の受付は行っておりません。

5 住宅防音工事希望届に記載された個人情報、地方防衛局が作成する住宅防音工事希望者名簿に業務の遂行上必要最小限の範囲内で記載されます。

なお、御不明な点は、北関東防衛局へお問い合わせください。

6 法令等の変更やその他の事情により、工事内容等が変更となる場合があります。

◎問い合わせ先及び送付先 **※電話番号及びメールアドレスのお間違いにご注意ください**

住宅防音工事希望届は「封書」または「電子メール」にて下記宛先までお送りください。

〒330-9721

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎二号館

北関東防衛局 企画部 住宅防音第課

TEL: 048-600-1821、1822、1838

MAIL: kiboutodoke-kk@ext.n-kanto.rdb.mod.go.jp